

岩手県告示第129号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成23年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 処分をした年月日 平成23年2月7日

2 処分を受けた者

(1)ア 商号又は名称 株式会社阿部組

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町織笠第14地割32番地

ウ 代表者の氏名 阿部衛

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第2799号

(2)ア 商号又は名称 有限会社港建設

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第6地割32番地95

ウ 代表者の氏名 港栄樹

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8121号

(3)ア 商号又は名称 株式会社堀合建設

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町長崎四丁目12番26号

ウ 代表者の氏名 堀合宏喜

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第8381号

(4)ア 商号又は名称 有限会社藤沢組

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町長崎二丁目5番18号

ウ 代表者の氏名 藤澤小夜子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第8760号

(5)ア 商号又は名称 株式会社斉藤工業所

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町荒川第8地割67番地

ウ 代表者の氏名 斉藤国三郎

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-18）第8839号

(6)ア 商号又は名称 有限会社川村建設

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町船越第19地割11番地

ウ 代表者の氏名 川村里子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第9632号

3 処分の内容 営業の一部の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 期間 平成23年2月22日から同年6月22日までの120日間

4 処分の原因となった事実 2に掲げる者の元役員は、山田町が発注する土木一式工事の指名競争入札に際し、公正な価格を害する目的で談合したとして、盛岡地方裁判所において判決を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。